



令和4年9月22日
自動車局
審査・リコール課

自動車製作者に対する行政処分を行いました

自動車製作者に対し、令和4年9月16日に実施した聴聞の結果を踏まえ、9月22日付けで以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせいたします。

1. 対象となる自動車製作者

- ① 日野自動車株式会社、② いすゞ自動車株式会社

※ いすゞ自動車株式会社は、不正のあった日野自動車株式会社のエンジンを搭載したバスを販売。

2. 不利益処分内容及び原因となる事実

別紙のとおり。

(問い合わせ先)

国土交通省自動車局審査・リコール課 是則・衣本

代表：03-5253-8111 (内線 42301、42302) 直通：03-5253-8595

FAX：03-5253-1640

自動車製作者に対する不利益処分の一覧表

No	自動車製作者の概要			(A) 不利益処分の内容		(B) 根拠となる法令	(C) 不利益処分の原因となる事実		
	会社名 (申請者)	代表者	本社住所	概要	指定取消の対象となる型式(注)				
①	日野自動車株式会社	小木曾 聡	東京都日野市日野台3-1-1	大型エンジン E13C の一酸化炭素等発散防止装置の装置型式の指定の取消し	E13C-ABA E13C-ABB	道路運送車両法 第75条の3第6項	量産エンジンにおいて、型式指定取得のための排出ガス性能に係る長距離耐久試験の際とは異なる制御プログラムを用いており、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。		
				建設機械等用エンジンE13C-YSの一酸化炭素等発散防止装置の装置型式の指定の取消し	E13C-YS			道路運送車両法 第75条の3第6項	量産エンジンにおいて、型式指定取得のための排出ガス性能に係る長距離耐久試験の際とは異なる制御プログラムを用いており、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。
				建設機械等用エンジンE13C-YMの一酸化炭素等発散防止装置の装置型式の指定の取消し	E13C-YM			道路運送車両法 第75条の3第6項	排出ガス性能に係る長距離耐久試験において、一部の測定点のデータの改ざん等を行っており、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。

				建設機械等用エンジン P11C の一酸化炭素等発散防止装置の装置型式の指定の取消し	P11C-VN	道路運送車両法 第75条の3第6項	排出ガス性能に係る長距離耐久試験において、一部の測定点のデータの改ざん等を行っており、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの評価を得て、不正に型式指定を取得した。
②	いすゞ自動車株式会社	片山 正則	神奈川県横浜市西区高島 1-2-5	大型エンジン E13C の一酸化炭素等発散防止装置の装置型式の指定の取消し	E13C-ABA E13C-ABB	道路運送車両法 第75条の3第6項	エンジンの提供元である日野自動車株式会社が不適切な方法（量産時とは異なるエンジン制御プログラムの使用）で行った、排出ガス性能が基準を満たしているという技術的根拠が無いにも関わらず、満たしているとの排出ガス試験の結果を用い、不正に型式指定を取得した。

(注) 型式指定の取消しの日までに製作された装置については、取消しの効力は及ばないものとする。